

令和4年度 第12回あさぎり町農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年3月10日(金)					
招集の場所	あさぎり町役場 2階大会議室					
開閉会日時 及び宣告	開会	令和5年3月10日 午後1時30分			会長	杉下 和治
	閉会	令和5年3月10日 午後2時00分			会長	杉下 和治
応(不応)招委員 及び出席並びに 欠席委員 出席 26名 欠席 0名 ○(出席) ×(欠席) △(遅刻)	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	廣瀬 孝喜	○	14	宮原 範行	○
	2	村田 新一	○	15	西野 雅倫	○
	3	田崎 洋一郎	○	16	中村 好文	○
	4	藤本 勇二	○	17	谷川 新二	○
	5	樅木 徹郎	○	18	的射場 洋一	○
	6	吉田 利明	○	19	宮原 久子	○
	7	城本 康志	○	20	橋口 京美	○
	8	土屋 正則	○	21	竹下 正男	○
	9	松本 廣幸	○	22	北川 浩臣	○
	10	橋口 丈一	○	23	井手 久美子	○
	11	濱田 定武	○	24	深松 守	○
	12	中村 幸二	○	25	緒方 信三	○
	13	恒松 純生	○	26	杉下 和治	○
議事録署名委員	22番 北川 浩臣		23番 井手 久美子			
出席した 農業委員会職員	事務局長 高田 真之		参事 椎葉 尚宏			
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について 日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について 日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について 日程第5 報告第4号 農地利用配分計画(農地中間管理事業)の報告について 日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 日程第8 議案第3号 農地利用集積計画(第3回)の決定について 日程第9 議案第4号 農地法第3条の下限面積の廃止について					

開会 午後1時30分

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** それでは開会いたします。御起立願います。着席下さい。ただいまから、令和4年度第12回総会を開会いたします。初めに杉下会長より御挨拶をお願いいたします。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。皆さんこんにちは。昨日はですね、WBCの第一戦で、日本が勝ちまして、国民の皆さんに少しは元気と勇気を与えられたんじゃないかなと思います。そしてまた農作業はですね、たばこの植付けが始まりまして、いよいよ農作業も忙しくなりますので、どうぞ体調管理、それから、農作業の安全な使用をお願いしたいと思います。よろしく願います。本日はですね、全員出席ですので、総会は成立します。これより議事に入ります。本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名委員の指名

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。本会議の議事録署名委員は、あさぎり町農業委員会会議規則第17条の規定によって、22番、北川浩臣委員。23番、井手久美子委員を指名いたします。以上で日程第1を終わります。

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** それでは報告いたします。資料は、2ページから4ページを御覧下さい。今回は18件の合意解約となっております。44番から47番は、所有権移転のため、48番から49番は、農地中間管理事業貸付けのため、50番から57番は、第三者貸付けのため、58番から61番は、経営規模縮小のためとなっています。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第1号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。特に発言はないようですので、以上で報告第1号を終わります。

日程第3 報告第2号 農地所有適格法人報告書の提出について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第3、報告第2号、農地所有適格法人報告書の提出についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は5ページを御覧下さい。今回は2件の届出が提出されております。関連資料につきましては、6ページから7ページの農地所有適格法人経営概要表に記載してあります。6ページは、令和4年2月1日現在、7ページは、令和3年6月1日現在となっています。以上報告します。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で、報告第2号を終わります。

日程第4 報告第3号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第4、報告第3号、農地法第二条第1項の、農地に該当するか否かの判断についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい、それでは報告いたします。資料は、8ページから12ページ

を御覧下さい。今回は、地区担当農業委員による現地調査により、4つの農地を非農地と判断しております。非農地化対象農地は、上地区、畑1筆、518平方メートル。免田地区、畑2筆、911平方メートル、須恵地区、畑1筆、210平方メートルです。以上報告いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

◎農業委員会会長職務代理（宮原 久子君） はい。すみません19番宮原です。前回から、この非農地の判断の書類が出てますけど、私事務局にも言いました。地域では、非農地の確認が地域の委員さんではですね出来てると思うんですけど、総会に上げる以上は、5か町村の委員さんいらっしゃるんで、この現状の写真の1コマでも上げていただければ、この場所だけじゃなくてですね。どのような状態なんで、非農地ですっていうのが皆さんには、分かるほうがいいんじゃないかなと思います。今後タブレットになったらそのタブレットでもですね、写真を出してもらったら、皆さんで協議できるんじゃないかと思います。以上です。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい、ありがとうございます。次回から、そのように対応させていただきますと思います。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいでしょうか。宮原さん。よろしいですか。はい。他にありませんか。他にないようですので、以上で報告第3号を終わります。

日程第5 報告第4号 農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第5、報告第4号、農地利用配分計画（農地中間管理事業）の報告についての報告を行います。事務局の報告を求めます。

●農業委員会参事（椎葉 尚宏君） はい、それでは報告いたします。資料は13ページから14ページを御覧下さい。13ページの申請番号5番から下のその下、6番は、令和5年2月17日及び令和5年2月21日に県公告がされた期間満了に伴う貸借権の再設定です。開けていただきまして、7番につきましては、令和5年2月24日に県公告がされた。耕作者変更に伴う貸借権の設定です。以上、報告いたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。ただいまの報告第4号について発言のある方は挙手をお願いします。ありませんか。はい。ないようですので、以上で報告第4号を終わります。

日程第6 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第6、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。農地法第3条の許可申請について説明いたします。資料は15ページからになります。今回は1件の審議をお願いいたします。申請番号23番ですが、資料は16ページから23ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。移転する土地としましては、2筆、地目は、台帳・現況とも田です。面積は合計1,840平米となっております。移転する契約としては、反当たり5,400円の売買による所有権移転です。譲受人は申請地に水稻を作付される予定です。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしているものと考えます。審議方よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班第4班の現地調査がありましたので、申請番号23番の案件について、12番委員の中村幸二委員より報告をお願い

いします。

○12番委員（中村 幸二君） はい、12番委員の中村幸二です。農地法第3条の規定による許可申請について、申請番号23番の案件ですが、午前中に、現地調査を行いましたので、結果を報告いたします。資料は15から23ページになります。地目は田、面積は1,286と554の合わせて1,840平方メートルです。23ページを御覧下さい。場所は、県道錦湯前線、狩所の交差点から約東へ800メートルほど行った所です。県道の皆越免田線の清願寺橋の所から、西50メートルほど、きた所になります。譲受人と譲渡人は、共に町内の方で、知り合いということでした。申請地には水稻を作付される予定となっております。はい、当初はですね貸借での話し合いをされておりましたが、話が進むうちにですね売買ということになったということです。何ら問題ないと思いますので皆様の御審議方よろしく願いいたします。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号23番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい。質疑なしと認めます。申請番号23番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、申請番号23番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

日程第7 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 日程第7、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。農地法第5条の許可申請について説明いたします。資料は24ページからになります。今回は4件の審議をお願いします。申請番号24番ですが、資料は25ページから34ページになります。譲渡人と譲受人は、共に町内の個人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳は田、現況は畑、転用面積は581平米のうち有効面積498平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で、総額50万円となっております。転用の目的は、個人住宅です。29ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、申請地の接している4メートル以上ある道路には、上下水道管が2管理設されており、500メートルの範囲内に岩井クリニックと深田小学校がある第3種農地で、個人住宅への転用は可能です。32ページから事業計画書、資金計画書、融資証明書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号25番ですが、資料は35ページから44ページになります。譲渡人は町外の個人の方で、譲受人は町外の法人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳は田、現況は畑、転用面積は3,551平米となっております。移転する内容としましては、所有権移転による売買で、総額130万円となっております。転用の目的は駐車場及び通路です。38ページの地図を御覧下さい。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、10ヘクタール未満の生産性の低い農地にある第2種農地で、近隣の土地の代替地も検討された結果、駐車場及び通路への転用は可能です。39ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書等を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号26番ですが、資料は45ページから56ページになります。譲渡人は、町内の個人の方で、譲受人は、町内の法人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳・現況共に田、転用面積は179平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で、総額20万円となっております。転用の目的は、建売住宅です。48ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、あさぎり駅から300メートル以内にある第3種農地で、建売住宅への転用は可能です。50ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書、融資証明書、土地改良区の意見書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。

次に、申請番号27番ですが、資料は57ページから68ページになります。譲渡人は、町内の個人の方で、譲受人は、町内の法人の方です。転用する土地としましては、1筆で、台帳・現況共に田、転用面積は1,720平米となっております。移転する内容としては、所有権移転による売買で総額450万円となっております。転用の目的は、建売住宅です。申請番号26番と隣接地になります。60ページの地図を御覧ください。申請地の位置については、後ほど現地調査担当委員から説明があると思いますが、申請地は、農業振興地域整備計画の農用地区域の除外地で、あさぎり駅から300メートル以内にある第3種農地で、建売住宅への転用は可能です。62ページから、事業計画書、資金計画書、残高証明書、融資証明書、土地改良区の意見書を掲載しています。周辺農地への影響もなく、許可相当と判断しました。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。事務局の説明が終わりました。午前中に農地調査班、第4班の現地調査がありましたので、申請番号24番の案件について、19番委員の宮原久子委員より、申請番号25番の案件について、13番委員の恒松委員より、申請番号26番と27番の案件については、6番委員の吉田委員より報告をお願いします。

◎**農業委員会会長職務代理（宮原 久子君）** はい、19番宮原です。農地法5条の許可申請について、午前中第4班で現地調査いたしましたので報告いたします。申請番号24番の案件ですが、譲渡人、譲受人、共に町内の方です。場所は、29ページを御覧ください。深田小学校から県道多良木相良線を北へ、岩井クリニックより30メートル、高山運動公園入り口の一角でございます。地目は田ですが、現況は畑となっております。現在、災害の状況では、避難危険区域にお住まいのようで、今回この土地に移転のため申請をされました。調査班では問題ないと見てきました。皆様の御審議をよろしく願いいたします。

○**13番委員（恒松 純生君）** 13番恒松です。申請番号25番の現地調査について説明いたします。譲渡人、譲受人、共に町外の方です。35ページから44ページを見て下さい。38ページの中を見て下さい。場所は、深田フルーティロード沿いの熊本製材前よりミート丸真に入る道沿いで、ミート丸真工場とあさぎり茶屋の間の田となります。現状は雑草が生えておりました。2種農地で、職員が100名ぐらいおられるとのことで、駐車場と大型車の通行、道にするというようなことです。審議方よろしく願いいたします。

○**6番委員（吉田 利明君）** それでは、農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号26番、及び27番、これはですね、隣接のためにですね、両方一遍に説明いたします。26番、譲渡人、町内の方、譲受人は町内の法人の方です。現況は田ですけど、畑地上で管理はしてありました。面積がですね、179平米ということで売買による、総額20万円。転用目的が建売住宅ということ。それから、27番の申請番号の方を説明いたします。譲渡人は町内の方、譲受人は、先ほど申しましたとおり、町内の法人で、地目が田で1,720平米ということで、売買による、総額450万円で、これも同じく、建売住宅をするそうです。ページはですね45ページから68ページになります。地図の47ページをお開き

下さい。48ページですね。先ほど事務局から言われましたとおり、あさぎり駅から北西に250メートルぐらい。47ページのほうが、地図は分かりやすい。それとまどか保育園からですね、西に約150メートルのそこの地域は除外地で、第3種農地であります。隣接されておりまして501-1が、179平米、502-1が1,720平米ということです。4か月前から5か月前にですね。その隣の160-1も、譲受人の人は買って今1軒建っております。ここに建売で4軒を作りまして、建売住宅にするそうです。周辺の人も、問題ないと思います。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい。議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請についての説明及び現地調査報告が終わりました。申請番号24番の案件について、質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号24番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○○農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号24番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、申請番号25番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号25番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号25番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に申請番号26番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号26番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号26番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。申請番号27番の案件について質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、質疑なしと認めます。申請番号27番の案件について採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

◎農業委員会会長(杉下 和治君) はい、全員賛成です。したがって、申請番号27番の案件については、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

日程第8 議案第3号 農地利用集積計画(第3回)の決定について

◎農業委員会会長(杉下 和治君) 日程第8、議案第3号、農用地利用集積計画(第3回)についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会参事（椎葉 尚宏君）** はい。それでは、利用権設定に係る分について説明いたします。資料は、70ページをお願いいたします。70ページ上段の115番から、83ページ下段の140番までは、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。84ページ上段の141番から、86ページ上段の144③番までは、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。86ページ下段の145番から、91ページ上段の153番は、新規の賃借権の設定です。92ページの154番から、99ページの163番までは、新規の農地中間管理事業による賃借権の設定です。続きまして、所有権移転に係る分について説明いたします。100ページをお願いします。今回は4件の申請が出ております。8番から9番は、熊本県農業公社が借入れをするものです。10番から11番は、公社が買入れた土地を売り渡すものです。全て10アール当たりの価格になります。8番の買入価格、35万円。9番の買入価格、50万円。10番の売渡価格、71万7,500円。11番の売渡価格、29万9,971円。以上の件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると考えております。101ページから105ページにかけて、申請地位置図、利用権集積に係る資料を載せております。以上、説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

（「なし」の声あり）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、質疑なしと認めます。これから議案第3号、農用地利用集積計画（第3回）について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定いたしました。

日程第9 議案第4号 農地法第3条の下限面積の廃止について

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** 日程第9、議案第4号、農地法第3条の下限面積の廃止についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。それでは、農地法第3条の下限面積の廃止についてを説明いたします。資料は106ページから107ページになります。農地を売買、贈与、貸借する場合には、農地法第3条の規定に基づく、農業委員会の許可が必要です。許可要件の一つに、許可後の、耕作面積、経営面積が下限面積以上になるよう規定があり、あさぎり町でも、下限面積、別段面積を設定しています。このたび、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律第5条の規定により、農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積、別段面積が削除されることとなります。この改正法の施行日、令和5年4月1日以降、下限面積の効力が失われることとなります。あさぎり町で設定している、下限面積も廃止することとなります。ただし、下限面積以外の要件、全部効率利用、農作業常時従事地域との調和などについては引き続き満たす必要があります。以上で説明を終わります。

◎**農業委員会会長（杉下 和治君）** はい。議案第4号、農地法第3条の下限面積の廃止についての説明が終わりました。質疑ありませんか。ありませんか。

●**農業委員会事務局長（高田 真之君）** はい。すいません。107ページのほう見ていただきますようお願いいたします。上段の方がですね、現行の下限面積ということで、あさぎり町内全域が20アール、今までですね、2反ということでしておりました。あと2番目につきましては、空き家に付随した農地は1アールということで、下段のほうのですね、改正後の下限面積ということで、4月1日から両方とも廃止

ということで、上位法いわゆる、国の法律が変わるので、町の方は、同じように該当しないということになるので、今回、廃止ということになります。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑ありませんか。よろしいですか。

○1番委員（廣瀬 孝喜君） よかですか。はい。それでは農地は持ってない人も、農地は買われるということによかつてすかね。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） はい。先ほど最後ちょっと言いましたけど、もう面積があるなしが撤廃されましたので、最終的に判断はですね、3条という、今日1件だけありましたけども、その中の、下限面積がなくなりました。他の要件については、残ります。全部効率利用という所と、農作業を従事をしていただく、あと地域との調和、当然、地域の周りの人たち、判断についてはこの農業委員会の委員の皆さんが判断をして総会でまた判断していくということになりますので、よろしく願いいたします。当然、耕作機械ですね、機械を持っておられるとか、そういった所を見ながら、この方が、ふさわしいかどうかというところの判断になるので、ちょっと難しい判断を迫られるのかなと思っております。以上です。

◎農業委員会会長（杉下 和治君） よろしいでしょうか。はい。他にありませんか。よろしいですか。
（「なし」の声あり）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） 質疑なしと認めます。これから、議案第4号、農地法第3条の下限面積の廃止について採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
（賛成者挙手）

◎農業委員会会長（杉下 和治君） はい、全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり決定しました。これで本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和4年度あさぎり町農業委員会第12回総会を閉会いたします。

●農業委員会事務局長（高田 真之君） 御起立願います。礼。

閉会 午後2時00分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年4月10日

あさぎり町農業委員会 会長 杉下 和治

あさぎり町農業委員会 署名委員 22番 北川 浩臣

あさぎり町農業委員会 署名委員 23番 井手 久美子